

札幌市公共ます設置業務仕様書 新旧対照表

	現行	改訂	改訂内容
<p>第1章 総則 1-2 用語の定義</p>	<p>21～43 (省略)</p>	<p>21. 連絡とは、業務監督員と受託者又は現場代理人の間で、契約約款第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールにより互いに知らせることをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-21）</p> <p>22. 納品とは、受託者が業務監督員に業務完了時に成果品を納めることをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-22）</p> <p>23. 電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-23）</p> <p>24. 情報共有システムとは、工事監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務効率化を実現するシステムのことをいう。また、本システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、別途紙に出力して提出しないものとする。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-24）</p> <p>26. 工事帳票とは、施工計画書、工事施工協議簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事施工協議簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。（資料文献 札幌市土木工事共通仕様書 1-1-1-2-26）</p> <p>25, 27～48 (省略)</p>	<p>文章の追加 （札幌市土木工事共通仕様書の改訂に伴う追加）</p>

	現行	改訂	改訂内容																																										
1-24 引渡し及び 部分使用	<p>前記による受渡し前においても、業務監督員が必要と認める場合は、業務目的物の全部又は一部を使用することができることとする。</p>	<p>1. まず契約約款第 31 条（検査及び引渡し）の規定に基づく検査の合格をもって、当該業務の目的物の引渡しとする。</p> <p>2. 前記による引渡し前においても、業務監督員が必要と認める場合は、業務目的物の全部又は一部を使用することができることとする。</p>	<p>文章の追加 （引渡しについて明言）</p> <p>語句訂正</p>																																										
4-4 残土処理	<p style="text-align: center;">建設発生土受入先一覧表（札幌市の施設 3 箇所、民間の施設 4 箇所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>受入期間</th> <th>TEL (FAX)</th> <th>土 質 条 件</th> <th>受 入 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>厚別山本地区建設発生土一時堆積場（第2ヤード）</td> <td>厚別区厚別山本町1063-18</td> <td>4/8~3/25</td> <td>管理業務請負者決定後に通知</td> <td>砂質土・火山灰・下水道再生土、推し残土は○。粘性土・泥炭は×</td> <td>建・下施 管路保全課 (818-3451)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>手稲前田下水道再生土製造施設（手稲前田ストックヤード）</td> <td>手稲区手稲前田61-3</td> <td>5下~12/24</td> <td>818-3431 (812-5216)</td> <td>砂質土・火山灰は○。粘性土・泥炭は×</td> <td>建・下施 処理施設課 (818-3431)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名 称	住 所	受入期間	TEL (FAX)	土 質 条 件	受 入 先	1	厚別山本地区建設発生土一時堆積場（第2ヤード）	厚別区厚別山本町1063-18	4/8~3/25	管理業務請負者決定後に通知	砂質土・火山灰・下水道再生土、推し残土は○。粘性土・泥炭は×	建・下施 管路保全課 (818-3451)	2	手稲前田下水道再生土製造施設（手稲前田ストックヤード）	手稲区手稲前田61-3	5下~12/24	818-3431 (812-5216)	砂質土・火山灰は○。粘性土・泥炭は×	建・下施 処理施設課 (818-3431)	<p style="text-align: center;">建設発生土受入先一覧表（札幌市の施設 3 箇所、民間の施設 4 箇所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>名 称</th> <th>住 所</th> <th>受入期間</th> <th>TEL (FAX)</th> <th>土 質 条 件</th> <th>受 入 先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>厚別山本地区建設発生土一時堆積場</td> <td>厚別区厚別山本2452-1</td> <td>4月下旬~3月中旬</td> <td>管理業務請負者決定後に通知</td> <td>礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。</td> <td>管路保全課 (818-3451)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>手稲前田下水道再生土製造施設（手稲前田ストックヤード）</td> <td>手稲区手稲前田61-3</td> <td>休止中</td> <td>818-3431 (812-5216)</td> <td>砂質土・火山灰、粘性土・泥炭は受入不可。</td> <td>処理施設課 (818-3431)</td> </tr> </tbody> </table>	No.	名 称	住 所	受入期間	TEL (FAX)	土 質 条 件	受 入 先	1	厚別山本地区建設発生土一時堆積場	厚別区厚別山本2452-1	4月下旬~3月中旬	管理業務請負者決定後に通知	礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)	2	手稲前田下水道再生土製造施設（手稲前田ストックヤード）	手稲区手稲前田61-3	休止中	818-3431 (812-5216)	砂質土・火山灰、粘性土・泥炭は受入不可。	処理施設課 (818-3431)	<p>表の修正</p>
No.	名 称	住 所	受入期間	TEL (FAX)	土 質 条 件	受 入 先																																							
1	厚別山本地区建設発生土一時堆積場（第2ヤード）	厚別区厚別山本町1063-18	4/8~3/25	管理業務請負者決定後に通知	砂質土・火山灰・下水道再生土、推し残土は○。粘性土・泥炭は×	建・下施 管路保全課 (818-3451)																																							
2	手稲前田下水道再生土製造施設（手稲前田ストックヤード）	手稲区手稲前田61-3	5下~12/24	818-3431 (812-5216)	砂質土・火山灰は○。粘性土・泥炭は×	建・下施 処理施設課 (818-3431)																																							
No.	名 称	住 所	受入期間	TEL (FAX)	土 質 条 件	受 入 先																																							
1	厚別山本地区建設発生土一時堆積場	厚別区厚別山本2452-1	4月下旬~3月中旬	管理業務請負者決定後に通知	礫混じり、砂質土・火山灰等。粘性土・泥炭は受入不可。	管路保全課 (818-3451)																																							
2	手稲前田下水道再生土製造施設（手稲前田ストックヤード）	手稲区手稲前田61-3	休止中	818-3431 (812-5216)	砂質土・火山灰、粘性土・泥炭は受入不可。	処理施設課 (818-3431)																																							

